

「資料」

第一次世界大戦と日本の参戦

—— 日英同盟との関係 ——

田 村 幸 策

一 参戦の動機

一九一四年八月四日イギリスが第一次大戦に参加した。三日後の八月七日に日本も参戦の閣議決定を行なった。バルカンの一角に行なわれた暗殺事件を契機として燃え上ったヨーロッパの戦争に、何故遠く離れたアジアの一隅に位置する日本が、かくも迅速に参加せざるをえなかったか。これには種々の解釈がありうる。第一はアメリカの國務長官ランシングの解釈であつて、「ヨーロッパに戦争の勃発したことは、日本が支那に政治上の勢力と經濟上の支配權を増進する、新しい地盤を獲得する思いがけない好機會を提供した。日本はドイツとの戦争に参加すべき日英同盟上の義務なきにかかわらず、同盟条約を口実として、一九一四年八月一五日ドイツに対し最後通牒を發し、山東省における青島の降伏を要求した。青島は当時ドイツが海軍根拠地並に商港として、一八九八年支那から強制によって獲得

した租借条約に基き占領中であつた」とのべ、支那に対する日本の野心を参戦の理由としている。⁽¹⁾

第二は開戦当時のイギリスの海軍大臣チャーチルの解釈であつて、「日英同盟条約のいかなる条項にも、イギリスをして日本に援助を要求せしめうるものはなかつた。しかるに開戦後一週間もたないうちに、日本国民は日清戦争の終りに、旅順を去ることを余儀なくせしめられた状況と影響とを忘れていないことが明瞭になつた。日本国民は今やドイツの勢力と利益とを極東から掃蕩せんと決意した。すなわち八月一日ドイツに対し最後通牒を送り、七日以内にドイツの海軍根拠地たる青島の無条件降伏を要求した。しかもその要求の文書は一九年以前日本国民がドイツの勸告によつて旅順を去らしめられたものと同一文句をもつて表現された」と三国干渉に対する復讐を参戦の理由と解している。⁽²⁾以上二つの解釈は日本が日英同盟によつて参戦の義務を負つていないという点において一致している。しかしかかる解釈が実際の史実と合致しないことは後述する日英交渉の経過によつて判明する。対独復讐説と対支野心説とは必ずしも否定できない。殊に対独復讐説は日本政府から公式にイギリス政府に言明もしている。⁽³⁾

第三は石井菊次郎（参戦後の外相）の解釈であつたが、「ヨーロッパの戦争は軍閥野心と正義自由との争いであつて日本は後者に与したること、日英同盟の誼によつて名分のあつたこと、三国干渉に対する清算手段としてドイツを山東の根拠地から駆逐せんとしたこと」の三つの動機をあげている。⁽⁴⁾

第四はイギリス側の責任者グレー外相の解釈であつて、「イギリスとの同盟に対する感情（日露戦争当時イギリスが同盟国として好意ある態度をとり、また克く第三国の干渉を阻止しえたことに対する日本国民の感謝の気持を指す）、ドイツに対する憤慨、物質上の利益」の三者をあげ、ドイツに対する憤慨の理由として「日本を旅順から追出す命令に参加したドイツはその後自ら膠州湾を奪取したこと、ドイツ皇帝が黄禍論の仲間（実は主唱者）たることは

日本に快適たりえないこと、戦争の結果仮りにイギリス海軍が破壊されるほどドイツが圧倒的勝利を博しても日本が極東におけるドイツ唯一の海軍基地を占領している限りドイツは日本に効果的な攻撃を加えないのであるから日本は危険を冒さず参戦しえた」とのべ、物質上の利益としては「太平洋におけるドイツ植民地の全部が日本の思うままであった」ことをあげている。なおグレーは「大戦中日本は東亜において支那との関係においてその地位を強化する機会を若干利用しえた」とのべているが、これは参戦の動機としてではなく、参戦の総決算としての所説である。⁽⁵⁾

第五の解釈は八月二三日の宣戦布告であって、ドイツは租借地たる青島で戦備を進め、ドイツの艦艇が東亜の海洋に出没して日本とイギリスの通商貿易を威圧し、極東の平和が危殆に瀕したため、「日英同盟条約の予期する全般の利益を防護するため」とあって、日英同盟を参戦の根本理由としている。第六の解釈は当時「一人で対独戦争を決定した」といわれる加藤外相（表面は大隈内閣だが事実は加藤内閣であった）の胸中には、イギリスが参戦した以上いつまで戦争が続いても最後の勝利はイギリス側にある。最悪の場合でもイギリス側に有利な引分けに終る。故に日本が参戦しても損はしない。この好機会をとらえて世界における日本の地位を高め、東亜における日本の立場を一段と強固なものにせんとする遠大な計画こそ参戦の根本的事由といわざるをえない。⁽⁶⁾

(1) War Memoirs of Robert Lansing, New York, 1935, p. 281.

(2) Churchill, Winston, S., The World Crisis (1911—1914), London, 1923, p. 292.

(3) 三国干渉当時露仏両国公使の口上書は同文であったが、ドイツ公使の覚書には「三国に対する戦は所詮日本国に望みのないことであるが故に、貴国はこの事件につきましては譲ることができないことはなからうと存じます」との脅迫文字が付加され、ドイツとの外交関係を顧慮してこれまで秘密にしていたが、対独宣戦と同時に、初めて公表した。ドイツ皇帝の回顧録に「日露戦争後ロシヤ帝と会見した際、ツァーが日本の勢力の増大はロシヤおよびヨーロッパ全体に不断の脅威を構成すること

を痛感し余の意見を求めたから、余はロシア人がもしヨーロッパの文化国民をもって自任するならばよろしく『黄禍』に対しヨーロッパ諸国を防衛し、ロシアの存立と文化のためのみならず、ヨーロッパの存立と文化のため、戦う用意がなければならぬ。反のロシア人ももしアジア人をもって自任するならばよろしく黄禍と一所になりかれらと武力を一にしてヨーロッパを侵撃すべきであると答えた」とある。カイザーがドイツ遠洋航海の客船の船室に黄禍の宣伝絵をかけたことも有名な話である。

(4) 石井菊次郎『外交余録』一〇〇ページ

(5) Viscount Grey of Fallodon, *Twenty-Five Years (1892—1916)*, London, 1925, vol. II, pp. 227—228, p. 100.

(6) 伊藤正徳『加藤高明』下巻七三ページ。

二 英国参戦前の交渉

一九一四年八月一日グレー外相は井上大使を引見し、「ヨーロッパの事態は極めて重大である。イギリスはまだどんな行動をとるかを決定していないが、状況によっては干渉を必要とするに至るかも知れない。干渉するとすればフランスとロシアの側に味方する。それだから日英同盟によって日本に訴えねばならないことや、同盟条約の規定する利益が問題になるとは思われない。このことを外務大臣に報告してくれ」と告げた。⁽¹⁾これに対し加藤外相は八月三日グリーン大使に「お通報を感謝するとともに、日本政府はイギリスがどんな行動をとるかの報告を待って、それに基づいて自己の態度を決定する。日本はヨーロッパの戦争には関係はない。日英同盟に関してグレー外相の言われたことは承知した。しかしもし東亜におけるイギリスの利益が危険に陥った場合（たとえば香港に対するドイツの攻撃とか、その他の侵略行為によって）、もし要求があれば日本は直ちに全力をあげて同盟国の援助に赴くことをイギリスは当てにしてよろしい。その場合援助を要求する理由、援助の性格をきめることはイギリス政府に一任する。日本の

この態度は本日既にドイツ大使に告げたところ、大使はそんな侵略行為の思想を否認した。明日、露仏両大使に会見して同じことを告げる」と答えた。⁽²⁾

しかるに間もなくイギリス参戦の可能性が濃厚になったので、グレー外相はティレル次官に「現下の事態がなんらかの形において日英同盟条約により日本に関係することはないか、またイギリスが日本に要求すべきことはないか」の研究を命じた。八月三日次官は「日本を引入れる唯一の途は、交戦行為が極東に波及した場合である。たとえばドイツが香港を攻撃するとか、インドに反乱が起ったとかである。インドに関してなんら言うべき理由はないようであるが、ドイツとの戦争の場合香港または威海衛（当時イギリスの租借地）が、攻撃される可能性があるから、そんな場合イギリスは日本の援助を当てる」と日本政府に警告するのがよい。日本がかかる可能性を十分承知していること疑いなくけれども、同盟条約第一条に基き日本に通知すべきである」と答申したところ、グレーは「この上自分⁽³⁾に構わず電報をもって通知せよ」と命じた。

この答申に基き、イギリス外務省は八月三日午後四時五二分発電報をもって東京のグリーン大使に「ドイツとの戦争の可能性があるこの瞬間、もし交戦行為が極東に波及し、香港または威海衛に攻撃が行なわれた場合、イギリスは日本の支持に倚頼すると、日本政府に予め警告するがよからう」と訓令した。⁽⁴⁾ 加藤外相は八月四日午後この電報を閣議に諮った後イギリス大使に「香港または威海衛に対する攻撃その他類似の具体的な侵略行為の場合、日本政府は要求があれば直ちにイギリス政府を支持する用意がある。イギリス商船の拿捕または支那もしくはロシアの領海問題に関係ある事件のごとき仮想な場合においては、日本政府は考慮の機会をもち、確定的な行動をとる以前にイギリス政府に相談したい」と答えると同時に、大型巡洋艦四隻からなる第二戦隊が佐世保に待機し、長崎、釜山、仁川にも巡

洋艦各一隻が万一の場合に備えてあると付言した。⁽⁵⁾ グレー外相は八月四日井上大使に「加藤外相の気前のよい援助申出に懇篤な謝意伝達方を頼む」とともに、「日露戦争当時日本は日英同盟と厳格に一致するものの外は、なにものもイギリスに要求しなかった。当時フランスはロシアの東航艦隊に援助を与え、日本は同盟協約上当然イギリスに援助を要求しえたにもかかわらず、これを要求しなかった。これは日本の誠実と自制による立派な態度である。その代り今日のイギリスもできうる限り日本を戦争の渦中に引込むことをさげねばならない。しかしイギリスは日本の援助を必要とする場合が起った節は、喜んで日本に依頼しかつそれに対し感謝する」と語った。⁽⁶⁾ 以上がイギリス参戦までの日英交渉の経過である。

- (1) The British Documents on the Origins of the War (1898—1914), vol. XI, p. 256.
- (2) Ibid., p. 305.
- (3) Ibid., p. 292.
- (4) (5) Ibid., pp. 327~328.
- (6) Ibid., p. 329.

三 英國の援助要請

八月四日午後一二時をもって遂にドイツと戦争状態に入ったイギリスは、三日後の八月七日早くも日本政府に対しつぎのごとく正式に援助を要求してきた。

支那海においてイギリス軍艦がドイツの船舶をを発見、撃破するには多少の時間を必要とする。できれば日本艦隊が現にイギリス貿易を襲撃しつつあるドイツの武装巡洋商船を搜索、撃破することが最も大切である。故にもし日本政府にして若干の軍艦を右目的に使用できれば、イギリスの利益これにすぎるものはない。右はもちろんドイツに対する戦争を意味するが、イギリス政

府の見解においてはそれはきけえられない。

この要求に接した加藤外相はイギリス大使に、日本が同盟条約に基き参戦する以上、その援助を単にドイツの仮装巡洋艦の撃破に止めて終るべきか多大の疑問であるが、研究の上なるべく速かに返事すると挨拶し、同夜午後一〇時から翌朝午前二時（八月八日）にわたる臨時閣議において、イギリスの要求に應ずることに決し、その結果を陛下に伏奏し、更に同夜（八月八日）元老、大臣の合同会議で参戦を確定した。しかしイギリスのいうごとく「ドイツ武装商船の撃破」だけでは参戦の理由として不十分であるから、「イギリスがドイツと開戦するに至ったので、戦乱の余波は東亜に及び、日英同盟条約の目的が危険に瀕するに至った。そこでイギリス政府は同盟条約に基き日本政府に援助を求めてきたので、日本政府は熟慮の末、右の要請に応じドイツに対し開戦することに決したとの声明を行いたい」と公式にイギリス政府に申込むことに決すると同時に、加藤外相は八月九日午後イギリス大使を番町の私邸に招き「苟も日本が出でてイギリスを援助する以上、同盟条約の適用上からも、戦略上の必要からも、一般的に必要なすべての軍事上の措置をとらねばならない。しかるに日本の行動を局部的に敵艦の搜索、撃破にのみ制限することは、戦争そのものの理念とも一致しない。既に開戦を必要とし、かつ交戦国となった以上、東亜における日英両国の利益を脅かすドイツの勢力を一扫するだけの軍事行動を必要とするのは当然である。故に日本は参戦の根柢を同盟の広汎な基礎の上におきたい。敵の仮装巡洋艦撃破の一事のみでは開戦の宣言となすに不十分である。故にイギリスは至急前述のごとき日本の開戦理由に同意されんことを望む」と説明した。⁽¹⁾

(1) 外務省編纂『日本外交年表並主要文書』、上巻、第三八〇ページ。

四 英国の援助要請取消

しかる右の会見後間もなく殆んど入れちがいに八月九日午後、加藤外相は突然イギリス大使からつぎのごとく日本の対独宣戦見合せ方を要望する公文書を受取った。⁽¹⁾

日本の対独宣戦は支那大陸にも戦線拡大の印象を与え、たちまち支那の不安を激発するおそれがあるから、日本は海上貿易保護の範囲にその活動を局限されたい。対独宣戦は更に研究の後に譲ってほしい。

正に青天の霹靂であった。グレー外相は井上大使に対し「余の最も憂うるのは日本の宣戦が、支那内部の擾乱を誘発し、延いては東亜全般の騒擾となり、イギリスの貿易に大打撃を与えはしないかにある。目下駐支公使および支那艦隊司令官の意見を徴しつつあるから、イギリス政府の確答あるまで日本政府において軍事行動を見合わせたい。しかし日独開戦の暁、日本が膠州湾を陥れ、戦後これを領有するともイギリスに毫も異議はないから、その点日本政府において誤解なからんことを望む」と説明した。⁽²⁾

加藤外相は直ちに長文の覚書をイギリス政府に送り「日本が宣戦しても一は海上貿易の保護であり、一はドイツ根拠地の掃蕩のみであるから、毫も支那を脅かし、またイギリスの貿易に損害を及ぼすはずはない。また日本の念願は極東平和の確立であって、領土上の欲求はその目標と最も遠い。もし支那に動揺が起れば、支那は専ら日英両国に倚頼して、支那の領土保全並びに中立維持を完了しうるべきを支那に通告すればよい。元来日本はイギリスの援助要求に応じて参戦を決意し、既に陛下に伏奏済みであって、よほど重大な事由がない限り変更不可能な状態にある。いわ

んや民心は一八九五年の三国干渉当時を顧みて敵愾心漸く燃え、今に至って参戦を遅疑すれば政治上にも重大な結果を予期せねばならない形勢にある（これは内閣の総辞職と親独的政権の出現を仄かしたもの）。故にイギリス政府は八月七日申入れた言葉を変更することなく、かつ日本の実情も明察して、七月八日日本政府から申入れた開戦理由に同意されたい」とイギリスの反省を求め、日本が申入れた開戦理由のうち「イギリスが援助を求めたがため」とある文句を「両国協議の末」と変更しても差支ないと付言した。

これに対し八月一〇日グレー外相は井上大使に「支那における問題上の紛擾および商業上の擾乱をさけるため、イギリスは戦闘行為を海上作戦、すなわちイギリス商船の保護のみに局限せんことを切望する。駐支公使の意見では揚子江における戦闘はさけうるとのことである。日本が宣戦すれば日本の作戦行動を海上にのみ限定することは不可能との加藤外相の見解は諒とするが、イギリス政府としては極東における戦闘行為が右のごとく局限されることを信じ、かつなるべく永くこの態度を維持されたいものと考えてる。よって目下のところイギリス政府は日英同盟協約に基づく行動を求めることは断念する。但し重大な時局の發展、たとえば香港攻撃の場合には、更に本件交渉を再考する」との文書を手交したので、大使は一読の上「しからば武装ドイツ船に対するイギリスの依頼は取消されたのか」と確めたところ「その通り」との返事であった。⁽³⁾

加藤外相は八月一日第二回目の覚書をイギリス政府に送り、「イギリスの依頼によって参戦の廟議を決し、既に軍事行動に関する準備に着手し、宣戦の手続きを残すのみの情勢にあるので、これを中止すれば一旦イギリスの依頼があった後、俄かに取消された事情が判明する。そうなれば同盟の真価に重大な悪影響を及ぼす虞れがある。民論既に対独開戦に傾き、大勢の転換困難なること」など詳述し、「一旦援助を申込んでこれを取消すため、日本政府が

いかなる立場に陥るかを篤と熟慮の上、日本の申出に同意するよう切望する」旨重ねてイギリス政府の反省を求めた。井上大使からのこの覚書を受取ったグレー外相は「日本には排独熱が日に旺んになり、ドイツに開戦しない場合、国内に擾乱が起る形勢にあり、とグリーン大使から情報が届いたので今朝閣議に報告しておいた」と前提し、「初め日本はイギリスから依頼があれば援助する。援助の程度と方法はイギリスに一任することであつたから、援助の一方としてドイツ武装商船の撃破を依頼した。しかるに在支公使および支那艦隊司令官の答申により支那海においては危険なきことを知り、援助を求めめる必要が消滅したのでこれを取消した。しかるにグリーン大使の報告によるとドイツ大使は日本政府に脅嚇的言辭を弄したとのことである。それなれば日本の利益が侵迫されたわけであるから、日本がこれを防衛するため開戦のやむなきことは自分も諒とする。故に日本が日英同盟協約により開戦することに異議を申入れない。但し開戦宣言の形式は日本案によらず、東亜における兩國の特殊利益が危殆に瀕したから、兩國熟議を遂げた上、必要の措置をとることに決したとの意味にされたい」とのべ、更に「自分は日本の真意を毫も疑わないが、世間にはこの際日本に領土侵略の野心ありと誤解する者も少なくないから、戦闘区域を局限し、日本は支那海の西と南、並に太平洋において戦闘を行わないとの声明を發せられたい」との希望を申出たので、大使は「日本の軍事行動を支那海における防衛保護に制限することは加藤大臣の覚書に明らかである。しかし太平洋にはドイツの軍艦が遊弋し、南北アメリカ航路に従事する日本商船に危険あらば、日本は必要の措置をとらざるをえない。故に強いて戦闘区域を局限することは不可能」なる旨を答えたところ、グレーは「至極尤なことであるから、考量的上グリーン大使に訓令する」と語った。⁽⁴⁾

(1) 伊藤正徳『加藤高明』下巻、八八～八九ページ。

- (2) 外務省調査部編纂『日英外交史』下巻、三〇一〜三〇二ページ、伊藤正徳、八九ページ。
- (3) 『日本外交年表』三八〇ページ、『日英外交史』三〇四ページ。
- (4) 『日英外交史』三〇四〜三〇七ページ。

五 戦区制限問題

八月一日グレー外相は日本の対独宣戦に同意すると同時に、日本が「支那海の西と南、並に太平洋」において戦闘を行なわない声明を發するよう申出た。八月二日グレー外相は再び井上大使に対し「オランダは日本が今回の戦争を利用して蘭領印度の侵略を行なうことをおそれ、イギリスの自治領も日本がドイツの南洋領土を占領すればこれらの安危にかかると懸念している。世間一般に安心を与えるため、日本が今回の戦闘の地理的範圍を定め、これを公表せんことを切望する」とのべたので、大使は「もしドイツの軍艦が南洋の自国領土に逃れた場合、日本軍艦はこれを追跡せざるをえない。またオーストラリア航路においても日本商船を保護する必要があるので、戦闘区域の局限は甚だ困難である」と答えたところ、グレーは「そんな場合は別問題とし、この際日本がドイツの南洋領土を占領するがごとき軍事行動に出ないことを欲するので、加藤大臣に申出るようグリーン大使に訓令した」と語った。⁽¹⁾

同日夕刻(八月二日)グリーン大使は正式に加藤外相に「日本の参戦は承認するも、戦区は制限されたい」との覚書を手交したので、外相は「戦区制限のことを宣戦の布告に声明することは断じて不可能である。もしイギリス政府が希望すれば、その趣旨の証言をイギリス政府に与えるか、または他の關係国に与えることには、閣議の承認を条件として異議ない。故に戦区の制限なき宣戦布告の形式に是非同意されたい」と答え、八月一三日井上大使からもグ

レー外相にその趣旨を伝えたところ、外相は「イギリス政府は強いて宣戦の布告に戦区制限の記載を必要としない。どんな形式でもよいから戦区制限に関する日本政府の保障をうれば足る。オーストラリア、アメリカ、オランダなどは常に日本に領土侵略の野心ありと誤解しているから、自分はそんな杞憂を打消すため、日本の態度に関し公然説明をしなければならぬ場合が起こるので、右のような希望を日本に申入れたのであるが、日本政府において他の諸国に対しても同様の保障を与えられるならば、なおさら好都合である。本件は日本政府からイギリス政府に右の保障を与えられる条件にて、日本の申出に同意するよう既にグリーン大使に訓令した」と答えた。なおこの会見でグレーは「ドイツが日独開戦の暁には、膠州湾が直ちに日本に占領されることを察し、同地を中立にせんがため、一応租借地を支那に返還する策を講じ、目下支那政府と交渉中なる趣を聞及んだ」との重大な情報を洩した。⁽²⁾

対独宣戦問題も戦区制限の形式問題も解決したかに見えたので、日本政府は八月一五日ドイツ政府に対し最後通牒の形式をもって、(一)ドイツは日本および支那の海洋からその艦艇を即時に退去すること、退去できないものは直ちに武装解除すること、(二)ドイツは膠州湾租借地を支那に還付する目的をもって九月一五日限り無償、無条件に日本に交付することを要求し、八月二三日正午までに無条件応諾の回答をうけなければ、日本政府は必要と認める行動をとると申入れた。

この日(八月一五日)午後加藤外相はグリーン大使に「八月二三日ドイツの回答期限までに、なんら交戦行為をなさないが、その他の方法で東亜の海上におけるイギリス商船に対する保護を与える」とのべ、更にアメリカ、フランス、ロシアの三大使とオランダ公使とを招き「日本政府は参戦によって領土の拡張その他の利己的欲望を遂げんとするものでない。東亜における列強の利益は日本政府においても最も慎重な注意を加え、毫末も侵害しない決心であ

る。故にこの真意を諒とし、なんら誤解なからんことを望む」と説明した。⁽³⁾ドイツ政府は八月二三日口頭をもって越代理大使に「日本の最後通牒には返事しない考えである」と通告したので、同日午後六時宣戦の詔書が發布された。

解決済と思われた戦区制限問題に関し、八月一七日イギリス政府は日本政府に協議することなく、突然一方的につきのごとき声明書を發表して日本政府を驚かした。

日本の行動は支那海以外の太平洋には拡大しない。但し日本の船舶保護に必要な場合はこの限りでない。日本の行動は支那海の西方アジア海以外の太平洋には拡大しない。支那海西方のアジアの水面以外にも拡大しない。また日本の行動は、東アジア大陸のドイツ占領地を除き、いかなる外国領土にも拡大しないと了解する。

日本政府は直ちに井上大使をして抗議せしめると同時に、他の諸国殊にアメリカなどに起るべき不安を予め排除するに足る広汎な声明を行なうことを得策と認め、八月一八日全国実業家の会合の機会を利用し、大隈首相をしてつきりるの声明を行なわしめた。

日本政府の目的は極東の平和を紊乱する虞ある源泉、すなわち支那大陸におけるドイツ勢力の根源を除去し、もって日英同盟の目的を防護せんとするにある。日本は領土の拡張その他の欲望を達成せんとする意図は寸毫もたない。日本の戦闘行動もこの目的を達し、かつ日本の自衛のため必要な範囲を超越することは決してない。従って日本は第三国をしてその領土または原地につき、なんら不安危惧の念を引起さしむるがごとき行為に出ることのないことを、世界に向かつて声明するに躊躇しない。

日本政府の抗議に対しては八月二三日グリーン大使から加藤外相に対し八月一七日のイギリス政府の声明は両国の了解を表現したとは主張しない。しかしこの際なんらかの声明を行なわなければ、アメリカその他における新聞の攻撃または思わざるイタズラをうける処がある。日本の見解を明瞭にするため大隈首相の演説も公表した」とこの本國政府の訓電を開示した。加藤外相はこれに対し、本件の経緯は両国が別々に単独行動をとったのであるから、今後必要

の場合「日本の軍事行動の地理的制限に関し、日英兩國間にはなんら約束したものはない、と説明するつもりである」と答えた。

日本の参戦外交に関する経過は以上のごとくであるが、当時の責任者グレイ外相はその間の消息をつぎのごとく卒直かつ公正に回顧録に書残している。⁽⁴⁾

開戦の当初日英同盟は困った存在であったばかりでなく、不安の種ですらあった。日本はイギリスの同盟国として戦争参加を待っていた。極東と全太平洋は日本の意のままであり、また日本の自然的な活動範囲でもあった。しかし日本の無制限な活動は、オーストラリアとニュージーランドにはイヤなことであった。かれらは太平洋でのドイツの地位と違り方を不安に思っていた。日本がドイツに代われれば驚かざるをえない。それと同様に重要なことは、日本の行動がアメリカの世論に災厄的效果をもたらしはせぬかであった。その結果アメリカの感情を確定的にイギリス反対のものにするかも知れなかった。大戦争に危険を冒し、多大の愛国心を發揮して犠牲を払いつつあるイギリス自治領の利益と感情にイギリス本国が細心の注意を払わないことは考えられない。またイギリスとしてアメリカを怒らす冒険を敢てすることはできない。従ってイギリスとしては日本の援助は歓迎するが、日本の行動はこれを制限し、日本のドイツ領土獲得は一定の限界を超えてならないと日本に説明せねばならなかった。同盟国にその援助は歓迎するが、その援助のため不便を蒙りたくないと説明するのは、気持のよいことでもなければ、有難いことでもなかった。しかしそれをするには得策であるのみならず、イギリスとその同盟国にとって必要欠くべからざることであった。日本は世界戦争を利用して、東亜における支那での地位を幾分強化しえた。ヨーロッパは戦争で疲労困憊し、アメリカの注意と勢力も遂にはヨーロッパに吸収され、日本に与えられた機会は広汎にして比類のなきものであった。しかし領土的進出の必要を感ずる人口をもつヨーロッパの国で、日本以上または日本と同一程度の自制心をもって、かかる機会を利用したものが存在したであろうか。

(1) 『日英外交史』三〇七〜三〇八ページ。

(2) 前掲書 三〇八〜三一〇ページ。

(3) 加藤外相の説明が終るや否やオランダ公使は席を立って外相に握手を求め「それでは日本はオランダの植民地を併合する意思はなかったのですか」とのべたので、外相は「貴公使は日本が貴国の植民地を攻略するとも思われたか」と反問したところ、公使は「必ずしもそう考えたわけではなかったが、何分オランダはドイツに同情あるものと誤解され甚だ迷惑してい

る」と答えた。そこで外相は「余はむしろオランダはドイツの侵略をおそれていると考えていた」と挨拶したところ、公使は「喜色満面で引下った(伊藤正徳 九七〜九八ページ)。

(4) Grey of Fallodon, op. cit., pp. 99~100.

六 アメリカの態度

日本政府はグレー外相から独支間に膠州湾を日独戦争開始以前に、直接支那に還付する交渉の進行中なる内報をうけていた。ところが支那政府は八月二〇日駐支アメリカ公使に対し「アメリカが膠州湾租借地の直接還付を実現する事業を引受けるよう訴えた。その方法はアメリカ自身が膠州湾に対するドイツの権利を譲受け、これを直接支那に引渡すにある」と申入れた。これに対しブライアン國務長官は「國務省の所信によれば、かかる行動は戦争を回避するよりも、より多く戦争を挑発することになる」と答えその申出を拒否した。これは日独開戦以前のことであるが、その後ラインシュが駐支公使に任命されるや、支那政府は日独開戦後なるにもかかわらず、再びアメリカの干渉を懇請した。これに対しては一月四日ランシング臨時國務長官から「支那の領土保全の問題のために、アメリカを國際的紛争に巻き込ましめることほど、極端なドンキホーテ的ことはない」と國務省は信じている」と駐支公使に回訓した。⁽¹⁾

一九一四年八月二一日(開戦二日前)アメリカ大使は加藤外相を訪問し、日独開戦の暁アメリカ政府のとるべき態度に関し、本国政府から受取った來電の趣旨を内報した。加藤相からその趣旨を書面にしたためられたいと請求したところ、大使からつきのごとき覚書が送付された。⁽²⁾

アメリカ政府は日本とドイツの間に遂には戦争になる紛争の発生を遺憾とするも、他国間の紛争には厳正中立の政策をとるた

め、紛争の理非曲直に関しなら意見を発表しない。しかし日本が膠州湾租借地全部の引渡をドイツに要求するのは、その領土を支那に還付する目的であつて、現在日本が考へている行動は、支那に領土膨張を求めているのでなく、イギリスとの同盟条約を厳守しての行動たることを知つて満足とする。日英同盟の目的の一は「支那の独立、領土保全、支那における列國の商工業に對する機會均等主義を確実にし、それによつて支那における列國の共同利益を維持する」とあるを回想する。

もし支那の内地に『擾亂』が発生し、日本政府において秩序回復のため、日本その他の諸國が措置をとる必要ありと認められた場合、日本政府は行動を決定するに先ち、必ずやアメリカ政府に『協議』を欲するならん。それは一九〇八年一月三〇日當時の駐米大使高平小五郎と當時の國務長官エリユー・ルートとの間の交換公文による協定と一致する。

高平・ルート協定には「兩國政府の政策は、なんら侵略的傾向に制せらるることなく、前記方面（太平洋方面）における現状維持、並に清國における商工業の機會均等主義の擁護を目的とす。兩國政府は清國の獨立、領土保全、帝國における列國の商工業に對する機會均等主義を支持し、もつて清國における列國の共通利益を保存するの決意を有す。前記の『現状維持または機會均等主義』を侵迫する事件発生するときは、兩國政府はその有益と認める措置に關し、「協商」(understanding)を遂げんがため互に意見を交換すべし」とある。今回の日独戦争に對するアメリカ政府の覚書は高平・ルート協定の末項を援用したものである。

(1) *Foreign Relations of the United States, 1914, Supplement, pp. 173~4; pp. 189~190.*

(2) 『日英外交史』三一五ページ。

七 フランスとロシアの態度

英・仏・露三国はドイツを共同の敵とする戦争に従事していたけれども、三国間には單一の同盟条約は存在しなかつた。露仏間には一八九四年以来ドイツを仮想敵とする同盟が存在していけれど、英仏、英露間には協商(Entente)

とよばれる外交上の協力に関する了解があったのみである。そこで開戦後間もなくロシア政府の希望と発意により、一九一四年九月五日ロンドンにおいて「イギリス、フランス、ロシア政府は現在の戦争中は、敵国と単独に平和を結ばないことを相互に約束する。三国政府は平和条件を討議する時機がきた場合、いずれの同盟国も予め他の各同盟国の同意を経ずして、平和条件を要求しないことを約束する」との、いわゆる単独不講和協定が調印された。

日英間には一九〇二年以来ロシアを仮想敵とする同盟が存在していたけれども、日仏、日露間には同盟はもちろぬ協商も存在しなかった。それがためグレー外相は単独不講和協定調印の日井上大使に対し「イギリスとフランス、ロシア間には、これまでなんら取決めがなかったので、今回共同に従事する戦争に関し、右両国と協定を結んだ。しかし日英両国間には同盟条約第二条が存在するため、今さら改めてかかる協定を結ぶ必要はない。イギリスは平和の締結と平和の条件に関し、露仏両国と結んだ協定によって、イギリスが既に負担する日英同盟条約上の義務を毫も変更するものとみなしてならないこと、並にイギリスが戦闘と平和に関し、日本と共同し、かつ双方合意の上これを行なうことはいかなることを、露仏両国に通告した」との覚書を手交した。

一九一四年八月四日（イギリス参戦の日）フランス大使は加藤外相を訪問し、私見として日仏間に成立を望む旨を語り、八月七日正式にフランス政府の名において同盟を申出た。外相は「どんな形式でもよいから文書にして提出してほしい」と要求し、「何故フランスは日本との同盟を望むかの理由」を尋ねたところ、大使は「仏領インドの安全を図るにある」と答えた。その後大使は加藤外相は私信の形で、日英同盟条約の第一条から第六条までをそのまま採用したものを骨子とする日仏同盟条約案を送付した。

一方八月一〇日サゾーノフ外相は本野大使に「ロシアは予て日英同盟に加入の希望をもち、今回の戦争勃発約二週

間前イギリス政府の意向を尋ねたところ、グレー外相はこれを歓迎した。その後時局のためそのままになっているが、この際は非まとめたい考えで、皇帝に上奏したところ同一意見であった。日本の参戦を切望する」とのべたので、加藤外相はイギリス政府に対し「日英同盟は共同の敵を目標としたもので、これを拡張して多数の大国を加えることは、目標なき同盟となり、日英同盟の効力を薄弱ならしめる。グレー外相は果してロシアの参加に賛成を続けられているか」を問合わした。グレーは井上大使に「今回の戦争勃発約二カ月前、ロシアはアジアに関する英露同盟を望むと申出たけれども、あまりにも漠然たる語で格別気にも留めなかったが、今回露独開戦を見るやロシア大使から、ロシアは日英同盟に加入を希望するとて、自分の意見を求められたので、主義上歓迎の意を表するとともに、日本の参戦不明な今日その時機にあらざと程よく応答した。しかるに日独開戦後間もなく重ねて本件を持出し、アジア全体に関する日・英・露三国同盟とするのが望ましいと申出た。そこで自分は日独開戦の今日、日・英・露国は事実上同盟関係にあるので本件の必要はあるまい。もし政治上の目的であれば交戦中はその時機でなく、平和克復後戦争の結果を待つて徐ろに相談すべしと答え、イギリス側から進んで本件を促進することはしないが、日本側でロシアと商議を進めたい考えならばイギリスは反対しない」と語った。

しかるに九月二六日フランス大使は加藤外相に対し、「露仏同盟の両国が日英同盟に参加して四国同盟をつくる構想に関する加藤外相の意見を、デルカッセ新外相に報告したいとのべ、四国同盟の締結を加藤外相に勧めたけども、加藤外相は「まだ考量中でなんら決定していないが、四国は事実上ドイツに対し共同戦争を行なっている現状であるから、本件は戦争終結を待つて決定しても遅くはない」と答えた。

加藤外相は日英同盟を四国同盟にすることの利害得失に関し、今少し具体的にグレー外相の感想を知る必要をみと

め、九月二八月上大使をしてグレー外相に対し、「露仏両国加入のため同盟が攻守同盟たる特色を失い、一種のアントラントにすぎないものと化し、同盟の効力を薄弱ならしむるに至るが、本件に関し英仏間になんらか意見の交換ありとせば、その梗概を承知したい」と申込ましたところ、九月三〇日グレー外相は「本件はさきにロシヤ大使に答えた以上、具体的に考量を費したことはない。フランスから日本政府に申出あったことは只今初めて承知した。イギリスには今日までなんら類似の申出はない。今後ロシヤから話があれば、予め日本政府と協議の上でなければ、さきにロシヤ大使に答えた以上はなんら開示しえないと答えるつもりであるから、加藤外相においても同様に応答されてはいかん。なお自分も篤と考量する」と語った。その後一月二七日グレー外相は井上大使に「この程サゾーノフ外相から英・仏・露三国同盟（ロンドン単独不講和協定を指す）は戦争中のみならず、平和克復後も維持したいと同盟問題を持出したが、サゾーノフは専らヨーロッパ将来の政局のみに着眼し、東洋方面には気付かないものようであるが、いずれの途イギリスがなんらかの措置をとる場合には、予め日本政府にも協議するつもりである」と知らせた。

越えて一九一五年一月二日サゾーノフ外相は本野大使に「日露同盟の締結にはグレー外相は主義上賛成なるも戦争終結後がよいとの意見であったが、一月一日ロシヤ大使の電報によると、同大臣は意見を変更され戦争終結をまたず日露同盟の締結が得策との意見をのべたとある。ロシヤがこれまで日本との交渉を躊躇したのはイギリスの意向を憚ったためである。しかるに今やグレー外相に異存なき以上その交渉を進めたいが、日本の意向いかんを承知したい」と申出た。しかし加藤外相は動かなかった。

それかあらぬか一月九日露仏両国大使相携えてグレー外相を訪問し、「両国は日・英・露・仏四国間に永久的同盟を結びたい。このこと直ちに行なわれ難ければ、英・仏・露三国の単独不講和協定に日本を加盟されたい」とグレー

外相の意見を求めた。グレー外相は「兩國の提議は主義上頗る歓迎するが、永久的同盟は戦争継続中はその時機でないから、戦後に譲ることが妥当である。日本の意向も同様と信ずる。日本はロンドン協定には参加していないが、既に事実上英・露・仏三国と共同戦闘、共同平和の關係にあるをもって、今さら日本を右協定に参加せしむる必要はない」と答え、日英同盟条約第二条を両大使に示した、と一月一日井上大使に告げた。井上大使は「露仏兩國の提議には、なんらか特殊の動機でもあるか」と尋ねたところ、グレー外相は「サゾーノフ外相は種々の考案を好む人物で、現に先頃もバルカン問題に関し、二回ほどこの種の例があった。今回もかれのクセから出たことで、格別深い動機としてはないと考える」と答えた。実は開戦以来露仏兩國が、執拗に、日本との同盟を求めている理由は日本がいつドイツと単独講和を結び、背後からロシアに打ってかかり、また仏領インドを奪取するかも知れないとの深い危惧の念にかられ、これを防止する手段として日本を同盟に抱込まんとしたものとすることは、外交の常識でなければならぬ。

一月一六日井上大使は訓令に基きグレー外相に対し「日本と英・仏・露三国との間には新たな約束を結ばずとも、日本は当然三国と同等の立場にあること、グレー外相の説明により露仏兩國とも了解済みと信ずるが、もしグレー外相において必要ありと思惟されるにおいては、適當の手段をとられたい」と申入れたところ、グレーは「日本の地位に関し露仏兩國に誤解の余地ないよう念のため更に兩國に通報する」と約束された。⁽¹⁾この間一月三十一日在仏石井大使から、戦後の平和會議において日本の發言権を確保するため、ロンドン協定に参加の必要ある旨の意見具申があった。⁽²⁾しかし加藤外相在任中は四国同盟はもちろぬ、ロンドン協定参加も実現しなかった。しかし七月三十一日第一次大隈内閣辭職とともに加藤外相不任のため事態は一変した。

一九一五年八月二日イギリス大使から大隈兼任外相に対し「グレー外相の見解によると現在最も注意を要することは、ロシヤに対し物質的並に政治的援助を与えることである。物質的援助とは軍需品の供給であつて、政治的援助とは日英同盟を維持しながら、日露関係を接近せしむることにある。日本がロンドン協定に加盟することは、ロシヤを直接日本に結合せしむる効果がある。日本が日英同盟によって右の三国協定に連繫していることは疑いない」との申出があつた。一九一五年はロシヤに展開される大悲劇の開幕の年であつた。日本政府は「国家将来の政策に対するかかる重大問題に対し、今直ちに意見を開陳しえない」と一応の回答を行なつたところ、八月三日グレー外相は井上大使に「サゾーノフが日露関係にかく焦慮するわけは、日本はロシヤに対しイギリスと同様に事実上共同戦闘、共同平和の関係にあるが右は日英同盟による間接の結果であつて、日露間にはなんら正式な協定がないため、日本がロンドン協定に加盟すれば日露直接の連繫ができサゾーノフ外相の希望も満足される。正式な招待をなす場合日本政府において加盟するや貴意いかん」と尋ねたので、大使は「日本はロンドン協定調印国と事実上同一の地位にあるものと了解し、特に加盟の必要を認めないが、改めて正式の照介があれば好意をもつて考慮する」と答えたところ、グレーは「しからばロシヤ側にその意味で回答しておく」とのべた。

八月一九日イギリス大使は大隈外相にロンドン宣言加入に関する正式招待の覚書を手交した。九月二三日午後三時大隈外相は首相官邸に英・仏・露三国大使を同時に接見し、ロンドン宣言加盟の件閣議において異議なく決定、既に入奏裁可を経たと通告し、一〇月一九日ロンドンにおいて公文交換の形式によりロンドン協定に加盟の手続を完了した。⁽³⁾

(1) サゾーノフ外相は一九一五年二月末ロシヤ議会で「日英同盟条約には単独不講和の規定がある。故にドイツはイギリスと

平和を結ぶ以前、したがってロシアおよびフランスと平和を結ぶ以前、単独に日本と平和を結ぶことはできない。また最近日本が支那に対して行った二一カ条要求は、ロシアの利益になんら抵触するところはない」とのべた。

(2) 石井大使の観測によると加藤外相がロンドン協定参加を拒否された理由は、日本は日英同盟の範囲内で行動すべきで、それを越えてあまり戦争に深入りしすぎると、遂にはヨーロッパ出兵を余儀なくされることをおそれたとある。石井大使自身はクリミア戦争当時カプールがナポレオン三世とのみ約束し、イギリスなどとは関係がなかったため、平和会議で不利な立場に陥ったことを想起し、平和会議における大國間の「内協議」に参加する素地をつくらんとするにあつたが、同時に逆にロンドン協定に参加してドイツと単独講和の可能性あるロシアを縛らんとするにあつた。七年戦争におけるロシアの裏切行為を援用し、また第二次大隈内閣の外相に就任前特にグレーに会見してこの意味のことをのべている。

(3) 『日英外交史』三三六～三六一ページ、石井菊次郎『外交余録』一一三～一二六ページ、伊藤正徳著『加藤高明』一〇三～一〇四ページ、松本忠雄著『近世日本外交史研究』一五五～一八〇ページ。